

東京都市計画特定街区の決定

都市計画内幸町一丁目北特定街区を次のように決定する。

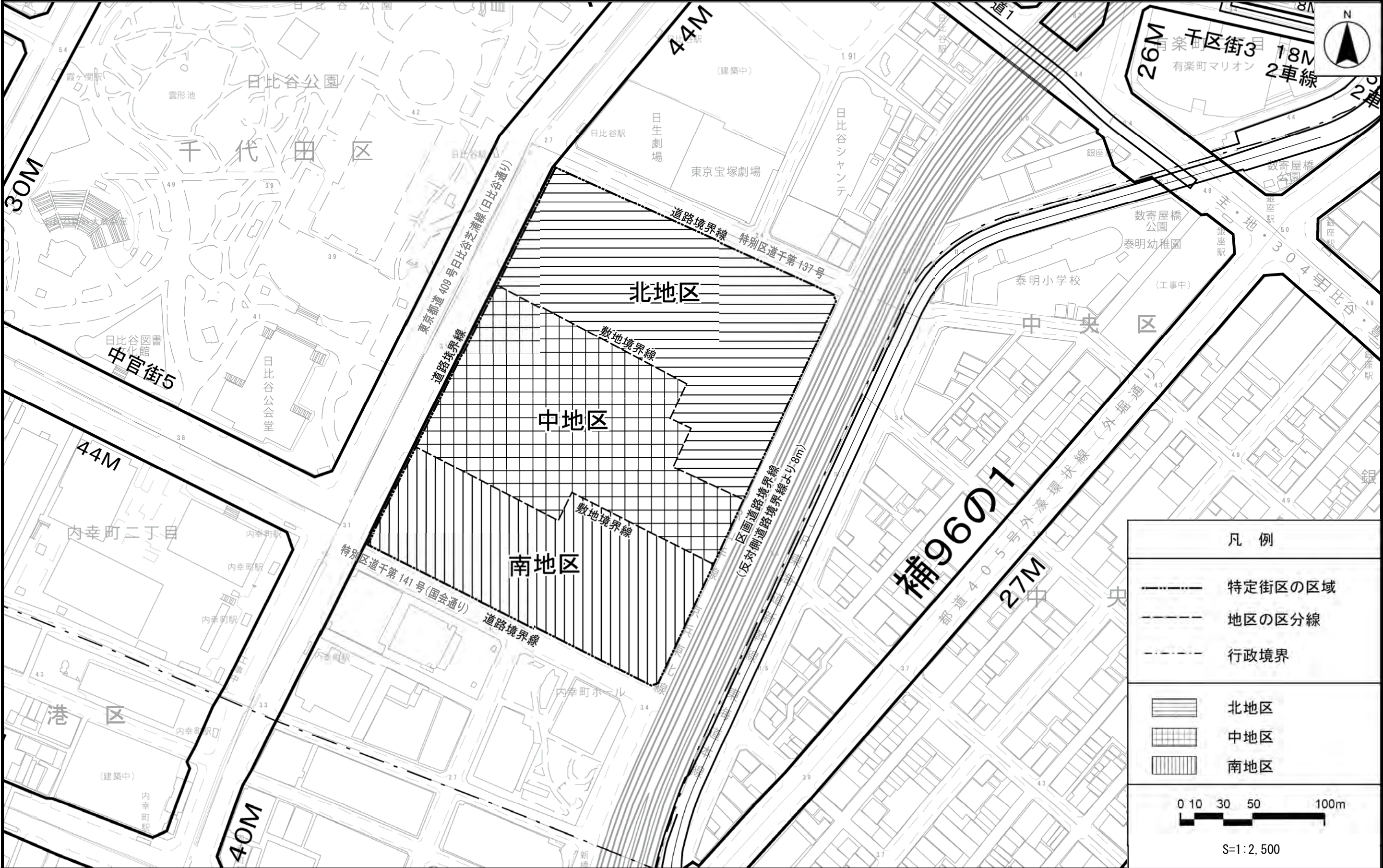
名称	位置	面積	建築物の容積率	建築物の高さの 最高限度	備考
内幸町一丁目北 特定街区	千代田区内幸町 一丁目地内	約 6. 5 h a			
		北地区 約 2. 4 h a	1 3 4 / 1 0 ※ ただし、2 0 / 1 0 以上を宿泊滞在施設及びこれらに付随する施設の用途とする。	高層部 1 4 5 m 2 3 0 m	
		中地区 約 2. 2 h a	1 3 2 / 1 0 ※ ただし、6 / 1 0 以上を宿泊施設及びこれらに付随する施設の用途とする。	高層部 2 3 0 m	
		南地区 約 1. 9 h a	1 3 4 / 1 0 ※ ただし、4 / 1 0 以上を宿泊施設、健康・医療施設等及びこれらに付随する施設の用途とする。	高層部 2 3 0 m	
		※区域外の基盤整備等を行う場合の容積率の特例 地域の整備改善に寄与する域外の歩行者ネットワークの整備、貢献等が行われない場合は、北地区 7 / 1 0、中地区 3 / 1 0、南地区 7 / 1 0 を上限に減じた数値とする。			

- 1 建築物の容積率に係わる部分については、以下の部分を建築物の延べ面積に算入しない。
・建築基準法第 5 2 条第 1 4 項第 1 号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準（平成 1 6 年 4 月施行）Ⅱ 3 の用途に供する部分
- 2 建築物等の高さの最高限度については、建築基準法施行令(昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号)第 2 条第 1 項第 6 号に規定する建築物の高さとする。

「区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

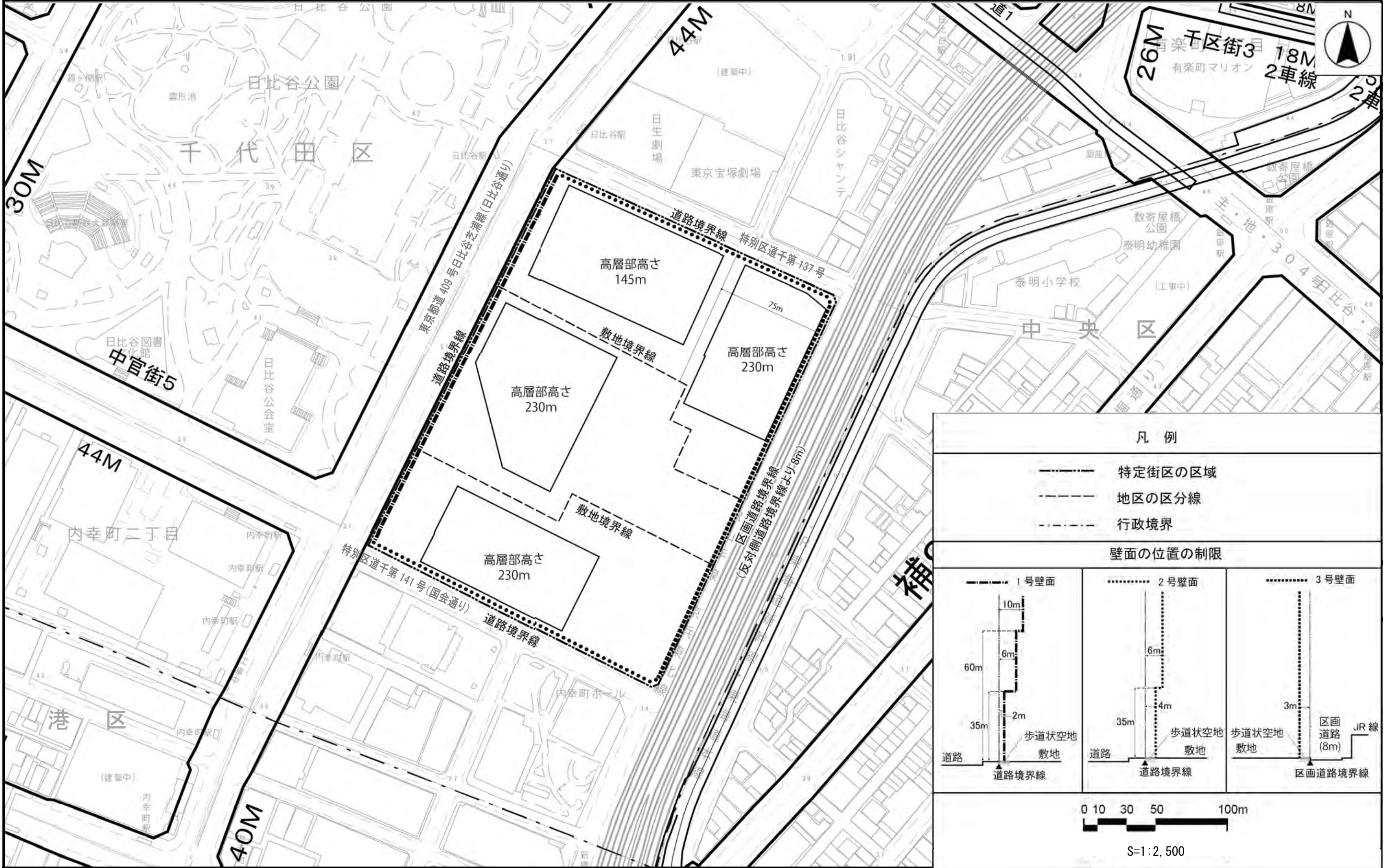
理 由：土地の合理的かつ健全な高度利用と市街地の整備改善を図るため、内幸町一丁目北特定街区を決定する。

東京都市計画特定街区 内幸町一丁目北特定街区	計画図 1 (区域図)
---------------------------	-------------



「この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（3都市基交第165号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」〔承認番号〕3都市基街都第12号、令和3年4月14日

東京都市計画特定街区
内幸町一丁目北特定街区 計画図 2（壁面の位置の制限）



「この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都市地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第165号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」（承認番号）3都市基街都第12号、令和3年4月14日